

# 金沢市議会 意見交換会

テーマ 「子ども・子育て支援新制度について」

平成26年11月22日（土）

13:00~14:30

教育プラザ富樫1号館

121・122研修室



## 子ども・子育て支援新制度ってなに？！

子育てをめぐる様々な現状や課題を解決するために

急速な少子化の進行

子育ての孤立感と  
負担感の増加

都市部を中心とした  
深刻な待機児童問題

子ども・子育て支援  
が  
質・量ともに不足

結婚・出産・子育ての  
希望がかなわない現状

子育て支援制度や  
財源の縦割り



平成24年8月 子ども・子育て支援法など関連3法が成立

# 子ども・子育て支援新制度ってなに？！

## 課題解決のための3つの柱

### 質の高い幼児期における学校教育・保育の総合的な提供

- ・ **幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ「認定こども園制度」の普及・推進**
- ・ 認定こども園とは？ 幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設であり、保護者が働いている、働いていないにかかわらず利用できます。保護者の就労状況が変化しても継続して利用可能です。

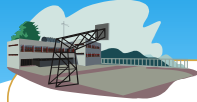
### 保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善

- ・ **待機児童の解消のため、多様な保育を充実させ、受入児童数を増やします。**
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園に共通した給付制度（「施設型給付」といいます。）を設けるとともに、新たに19人以下の小規模な保育事業「地域型保育事業」を創設し、きめ細やかな子育て環境を創出します。

### 子ども・子育て支援の充実

- ・ **地域のニーズに応じた多様な子育て支援を提供するため、財政支援を強化します。**
- ・ 一時預かりや地域子育て支援拠点などの充実や保育所、幼稚園などの施設や地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるよう、利用者支援を行います。

## 新制度で増える教育・保育の提供の場



### 幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

- 利用できる年齢 3～5歳
- 利用できる保護者 制限なし
- 利用できる時間 昼過ぎまでの教育時間のほか、施設によっては、前後に預かり保育を実施



### 保育所

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

- 利用できる年齢 0～5歳
- 利用できる保護者 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
- 利用できる時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施

### 教育と保育を一体的に行う施設（改正）

- 利用できる年齢 0～5歳（ただし、0～2歳は保育の必要性がある場合）
- 利用できる保護者 制限なし（3～5歳）
- 利用できる時間 昼過ぎまでの教育時間や夕方までの保育も実施



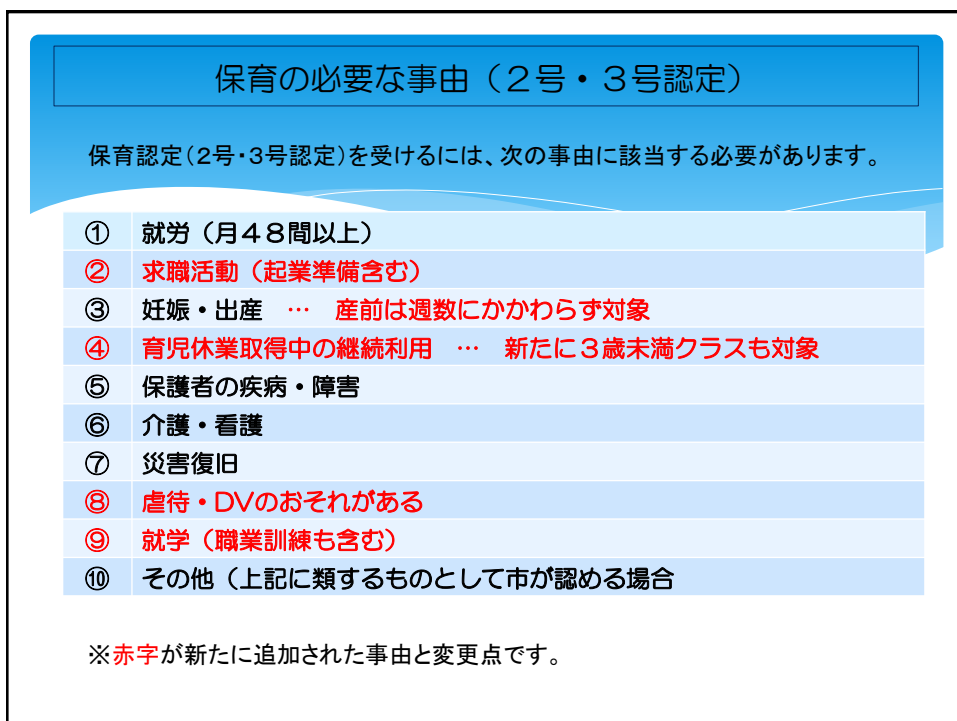
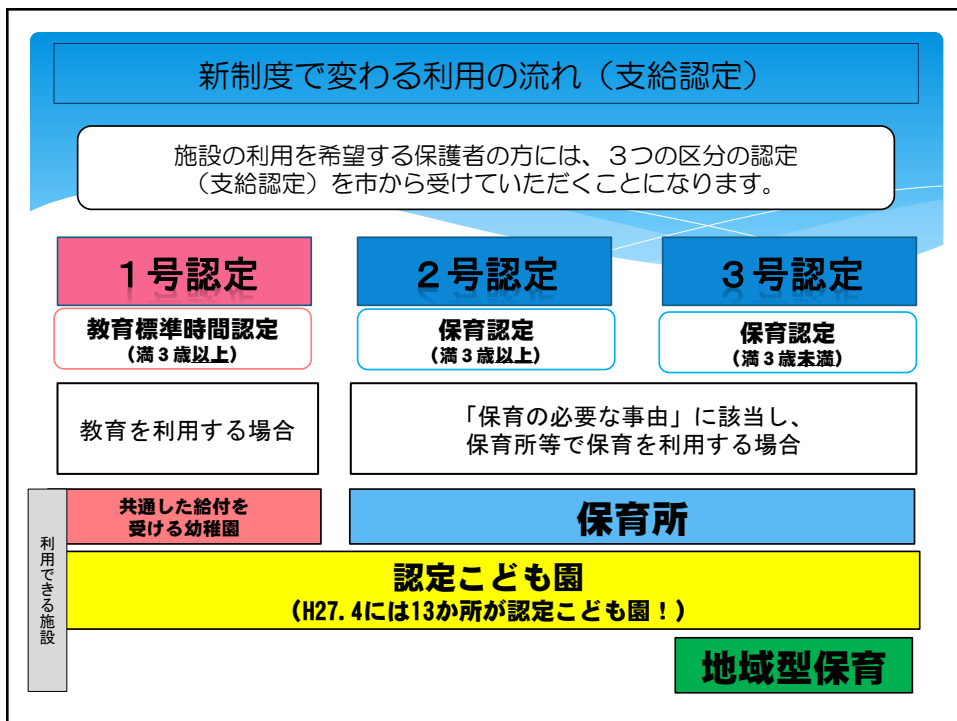
### 認定こども園

### 19人以下の小規模な保育施設（新規）

- 利用できる年齢 0～2歳
- 利用できる保護者 保育所に同じ
- 事業の種類
  - ①小規模保育（6～19人）
  - ②家庭的保育（1～5人）
  - ③居宅訪問型保育（1人）
  - ④事業所内保育（従業員の子どもと一緒に保育）



### 地域型保育



## 利用者負担（保育料）のイメージ

### 幼稚園・認定こども園（1号認定）

【共通】

- ・新制度での保育料の算定基礎は、所得税から市民税所得割額に変更となります。
- ・H27.4～8までは平成26年度の市民税で算定し、H27.9～は平成27年度の市民税で算定します。

### 保育所・認定こども園（2・3号認定） ・地域型保育（3号認定）

#### 国の定めた上限額

階層区分	保育料上限額
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

1号認定の保育料は、従来相当する保育料がないため、新たに設定することとなります。

#### 国の定めた上限額

階層区分	保育料上限額			
	3歳以上		3歳未満	
	保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

## 現行の金沢市の保育料（H26）

### 【参考】

階層区分	各月初日の保育児童の属する世帯の課税状況	3歳以上児 (1人につき)	3歳未満児 (1人につき)	
A階層	生活保護世帯	0円	0円	
B階層	平成25年度分の所得税非課税世帯	平成25年度市町村民税非課税世帯	2,400円	3,500円
C1階層		平成25年度市町村民税均等割の額のみ課税世帯	6,500円	9,500円
C2階層	平成25年度市町村民税所得割の額のある世帯	9,400円	12,400円	
D1階層	平成25年度分の所得税課税世帯	5,000円未満の世帯	13,100円	16,200円
D2階層		5,000円以上8,500円未満の世帯	16,600円	19,100円
D3階層		8,500円以上25,000円未満の世帯	21,500円	23,600円
D4階層		25,000円以上40,000円未満の世帯	23,400円	29,500円
D5階層		40,000円以上47,500円未満の世帯	25,300円	35,100円
D6階層		47,500円以上70,000円未満の世帯	26,100円	39,500円
D7階層		70,000円以上103,000円未満の世帯	27,800円	42,700円
D8階層		103,000円以上413,000円未満の世帯	27,800円	45,400円
D9階層		413,000円以上の世帯	27,800円	46,300円

前のページの2号・3号認定（保育認定）に相当するものです。金沢市においても独自の保育料の軽減措置を行っていますが、新たな保育料は国の上限額の範囲内で、今後、予算編成を経て最終的に決定されます。

## 新制度の教育・保育以外の支援について

地域における子育て支援を充実させるため、子ども・子育て家庭等を対象に、地域子ども・子育て支援事業（13の事業）として、市町村が地域の実情に応じて実施します。

事業名	金沢市における事業名・実施数など
① 利用者支援事業	保育利用支援員（H26から新制度施行前に実施）
② 地域子育て支援拠点事業	こども広場（6か所）、地域子育て支援センター（7か所）
③ 妊婦健康診査	妊産婦健康診査
④ 乳児家庭全戸訪問事業	元気に育て！赤ちゃん訪問
⑤ 養育支援訪問事業	同左
⑥ 子育て短期支援事業	ショートステイ、トワイライトステイ
⑦ ファミリーサポートセンター事業	同左
⑧ 一時預かり事業	同左（市内保育所106か所、近江町交流プラザなど2か所）
⑨ 延長保育事業	同左（市内全保育所112か所）
⑩ 病児保育事業	同左（市内7か所）
⑪ 放課後児童クラブ	同左（市内84か所）
⑫ 実費徴収に係る補正給付事業	世帯の所得を考慮して教育・保育施設を利用する際に支払うべき日用品や行事参加費などを助成する事業
⑬ 多様な主体が新制度へ参入促進させるための事業	教育・保育施設への民間参入の促進に関する調査研究など

※赤字が新たに設けられる事業です。

## 地域の子育て支援の充実について

### 地域子育て支援拠点

●身近なところで、気軽に親子の交流や子育ての相談できる場所を増やします。

### ファミリーサポートセンター

●子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行います。

### 一時預かり

●急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かりを利用しやすくしていきます。

### 養育支援訪問

●養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保します。

### 乳児家庭全戸訪問

●生後3か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

### 病児保育

●病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、小児科などに付設されたスペースで預かります。

### 妊婦健康診査

●妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

ご静聴どうもありがとうございました。  
ございました。